

## 第1回清川流域協議会の要旨

日時 平成16年3月24日 10:00～11:30

場所 長野県飯山庁舎 3階大会議室

### 議事内容及び決定事項

- 1 事務局より会員へ協議会の趣旨の説明がありました。
- 2 会員の自己紹介を行いました。
- 3 清川流域協議会会則案(資料3)を事務局より提示し、承認されました。
- 4 座長が会員の互選により、山田吉太郎さんに決まりました。また、座長代理は座長指名により小林美夫さんとなりました。
- 5 平成15年4月7日に長野県治水・利水ダム等検討委員会から長野県知事に出された「清川における総合的な治水・利水対策について」(答申)の概要及び、それを受け長野県治水・利水対策推進本部会議において示された「清川における総合的な治水・利水対策について」(方針)の内容を、事務局より会員に説明がありました。
- 6 長野県治水・利水ダム等検討委員会の清川に関する経緯について、事務局より説明がありました。
- 7 今後のスケジュールについて  
治水対策については、今後対策推進本部から流域協議会へ改修原案が提示される予定であるが、現在のところ対策推進本部会議の開催予定日の見通しが立たないため、日程が決まり次第座長に連絡をとり、会員の日程調整に入ることとしました。  
利水対策については、今後、水利権者である飯山市、土地改良課、林務課等関係機関と調整をとりつつ、流域協議会に提示素案を作成することを確認しました。

### 出された意見など

治水対策については示されたダムに代わる河川改修で対応できると思うし、異存はない。しかし、利水というのは水をいかに有効利用するかである。洪水から地域を守るため堤防を高くしたり、河床を整理したりして、水を下流に早く一気に流すのは、水を利用する、大事にするということとはうらはらな面が生じると思っている。

利水対策は既得権水利権の犯される可能性があるため、関わらない方がよいのではないか。我々がこれから利水を検討していくうえで、いい意見がないですかと聞かれても、結局は水を溜めるという考えになりかねない。もう方針が決まっているから結論をこうするのではなく、正しいことを正しいこととして理解できる協議会としてもらいたい。

利水対策として飯山市と連携して新たな取水の方策を検討するとはどのような意味か。

事務局回答)

清川には飯山市が許可水利権・慣行水利権を有しており、これについて冬場の取水が不用ならその分を使用できるのではないかとということであり、新たな水源が必要ということではない。今後は県、飯山市と調整しながら進めてまいりたい。

利水の面では地域配分を視野に入れて、今後の取水の検討を行う必要がある。

事務局回答)

今後地元と十分調整しながら進めてまいりたい。

今後、流域協議会の会員定数は増やすことはできるか。公募の広報をもっと工夫したほうがよい。

事務局回答)

申し込みがあれば随時、会員となってもらいたい。公募については第一回協議会の報告とあわせて引き続き行いたい。周知方法については市報、ケーブルテレビ、流域関係者へのチラシ配布を、再度行うよう考えたい。

第二回協議会で原案をストレートに提示せず清川の現状もあわせて報告してもらいたい。

事務局回答)

検討委員会等の資料も含めて次回の協議会で提示したい。

ダムなしに応じた清川流域の森林整備計画が徹底されていない。

北信地方事務所林務課回答)

森林整備計画は飯山市が計画したものがあり、それに基づいて助成している。清川流域については重点をおいて早期整備することを検討している。平成15年度に計画がまとまり現在、県で審査中である。ダムが中止になったから整備するというのではなく、本流域については健全な山づくりに的をしばって進めていきたい。

